

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

令和5年5月16日

**ダム・発電関係市町村全国協議会
会長 辻 一幸**

ダム・発電関係市町村振興対策の 充実・強化に関する要望

ダム・水力発電施設が立地する我々市町村は、中山間地域等に所在し、水源地域として森林を形成し水資源を育み、「水」や「電力」の安定供給、治水による安全確保という、重要かつ公益的な役割を担うことで、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えてきた。

しかしながら、過疎化・少子高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等に加え、気候変動による集中豪雨が頻発化・激甚化する中、我々水源地域の市町村は極めて厳しい状況にある。

他方、2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化や、地域脱炭素ロードマップの決定等、地域に賦存するエネルギーに対する国民の関心が急速に高まっている。加えて、昨今のエネルギー情勢の不安定化を背景に、エネルギー安全保障の確立やエネルギー自給率を高めていくことが国として求められている。

社会が純国産エネルギーである水力発電を再評価する中、地域の資産であるダムを活かし、水力発電の容量を拡大することを要請するとともに、地域のエネルギー政策を担う自治体として、地域が主体となった水力発電の推進が重要であると考えます。

同時に、我々市町村が、持続可能かつクリーンで安全な水力発電の安定供給等を通じ、国民生活の安定に寄与するためには、それを支える水源地域の視点に立った地域振興対策の充実・強化が不可欠である。

よって、政府、国会においては、令和6年度予算編成ならびに施策の推進にあたっては、次の事項を実現するよう、強く求める。

< 重点事項 >

1. 水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）について

水力発電所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

2. 水源地域対策について

「ダム再生ビジョン」を踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。また、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。

3. 水源地域の防災対策の充実について

ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。

4. 地域との連携による水力開発体制の構築について

既設ダムの有効活用等、水力発電の拡充と水源地域の再生を図るため、政府、発電事業者、自治体等関係者が一体となった横断的かつ総合的な議論の場を設置すること。

5. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

- (1)流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2)過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。

1. 電源立地地域対策について

[総務省、経済産業省、国土交通省]

(1) 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当部分)の恒久化措置等について

① 発電施設所在市町村の活性化のため、水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

② 揚水発電の果たす役割を適切に評価し、活用・整備を促進するとともに、一般水力発電の 2 分の 1 となっている揚水発電の交付金単価を一般水力発電と同等とすること。

(2) 発電施設所在地域の振興のため、電力移出県等交付金相当部分に係る市町村枠の拡大を図るとともに、一定の電力を移出する市町村に対する電力移出市町村交付金を創設すること。

(3) 電源立地地域対策交付金に係る各種交付金の対象を、出力が 1,000kW 未満の発電施設が所在する市町村にも拡大するとともに、中小水力発電の導入促進のための技術指導、情報提供等、関連施策の充実・強化を図ること。

(4) 水利権の許可・更新に当たっては、地元市町村の意見を十分に尊重し、環境に配慮した十分な河川維持流量を確保すること。また、水質保全、生態系の維持等に支障がある場合は、更新時に行うこととされている河川維持流量の確保について、地元市町村長の申し出により、期間更新前に行うことができるようにすること。

2. 水源地域対策について

[内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省]

- (1) 「ダム再生ビジョン」において、水力発電を積極的に導入していることを踏まえ、既設ダムの設備更新・改修、発電設備の設置等による水力発電の出力・電力量増加並びに地域振興を推進するとともに、十分な予算措置を講じること。また、「ハイブリッドダム」の取組を着実に推進すること。
- (2) 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、市町村等が策定する流域水循環協議会等における財源の確保や体制整備、流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等を強化すること。
- (3) 水源地域の環境を保全し、上下流にわたる河川環境の改善を図るため、以下の事項を推進すること。
 - ① 既設ダムによる水質や流量等流況の変化が生態系に影響を与えないよう、万全を期した対策を推進すること。また、河川管理者、自治体、事業者、内水面関係者等が連携した環境改善対策を推進する体制整備を促進すること。
 - ② 魚道の設置等生物生息環境及び河床環境の改善対策を推進すること。
 - ③ 親水や教育等に配慮した河川周辺の整備を促進すること。
 - ④ 合併浄化槽、集落排水、下水道の整備等により、ダム湖水質の改善を推進するとともに、助成措置を拡充すること。
 - ⑤ ゴミや廃棄物等の不法投棄及び河川等への流入防止対策を徹底すること。
- (4) 総合水系環境整備事業を着実に実施するとともに、実施に当たっては地元市町村の意見を尊重すること。
- (5) 水源地域における道路整備を推進すること。

- (6) 水源林保全のため、水源林造成事業を推進するとともに、放置山林対策を強化すること。
- (7) 森林管理システムが円滑に運用されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に向けた国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (8) 外国資本による水源地域の買収に対する実効ある規制対策を講じること。

3. 水源地域の防災対策等について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 近年、集中豪雨による流木災害等の山地災害の頻発・激甚化やダム湖岸の崩落の危険性が高まっていることを踏まえ、砂防設備や治山施設等の設置、森林の整備等、山地防災力の強化に向けた取組や、流域治水関連法に基づく「流域治水」の取組を推進すること。
- (2) ダム貯水池における堆砂は、その治水・利水機能の低下のみならず、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることや支援策の拡充を図ること。

4. 地域が主体となった小水力発電の導入促進について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 自治体等地域が主体となった水力発電の導入にあたって、有望地点の調査・設計等の実施にかかる助成制度の大幅な拡充を図ること。また、水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、有効な対策を講じること。
- (2) 小水力発電の導入に係る水利権許可手続きや森林法、自然公園法等については、自治体等の意向を踏まえた弾力的な運用を可能とし、あわせて開発リードタイムの短縮化を図ること。

- (3) 小水力発電の導入にあたり、地元での合意形成が円滑に進むよう、支援体制の構築を図ること。
- (4) 小水力発電機の汎用化や性能向上による低コスト化に向けた技術開発への支援を図ること。また、海外製品が多く占める発電機器等の維持管理や運用保守にかかる費用について措置すること。

5. 地域との連携による水力開発体制の再構築について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 既設ダムの有効活用等、水力発電の拡充と水源地域の再生を図るため、政府、発電事業者、自治体等関係者が一体となった横断的かつ総合的な議論の場を設置すること。
- (2) 水力発電の果たす役割や水力開発に対する国民や住民の理解を促進するための広報対策を強化すること。
- (3) 水力発電に関する技術の継承を図るための専門家の育成を拡充するとともに、水力開発を行う自治体に対する支援体制を強化すること。

6. 水源地域を支える税財政措置の拡充・改善について

[内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

- (1) 流水占用料等については、その用途の明示を促進すること。
- (2) 過疎債における水力発電施設の新設や更新・改修等について、売電出力割合の見直し等、適用条件を緩和すること。

ダム・発電関係市町村全国協議会会員名簿

令和5年5月16日現在

都道府県	市 町 村	数
北海道	札幌市、函館市、釧路市、夕張市、芦別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、伊達市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、今金町、蘭越町、二セコ町、京極町、倶知安町、由仁町、栗山町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、南富良野町、中富良野町、占冠村、美深町、幌加内町、津別町、置戸町、遠軽町、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、本別町、足寄町	51
青森県	青森市、黒石市、十和田市、むつ市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、七戸町、六ヶ所村、三戸町、新郷村	12
岩手県	遠野市、雫石町、西和賀町、岩泉町	4
宮城県	仙台市、白石市、名取市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、七ヶ浜町、大和町、加美町	12
秋田県	横手市、仙北市、藤里町、八峰町、五城目町、羽後町、東成瀬村	7
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、西川町、朝日町、金山町、真室川町、大蔵村、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町	19
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、桑折町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、塙町、石川町、古殿町、三春町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村	36
茨城県	常陸太田市、北茨城市	2
栃木県	宇都宮市、日光市、那須塩原市、塩谷町、那須町	5
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、中之条町、長野原町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	18
埼玉県	秩父市、神川町、寄居町	3
東京都	青梅市、奥多摩町	2
神奈川県	相模原市、山北町、箱根町、愛川町、清川村	5
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村	17
新潟県	長岡市、三条市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村	17
富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町	14
石川県	金沢市、小松市、白山市、能登町	4
福井県	福井市、大野市、勝山市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、美浜町	8
長野県	伊那市、飯山市、佐久市、南相木村、飯島町、中川村、松川町、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、大鹿村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、白馬村、小谷村、山ノ内町、木島平村、信濃町、栄村	25
岐阜県	高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村	21
静岡県	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、裾野市、伊豆市、東伊豆町、小山町、川根本町	9

都道府県	市 町 村	数
愛知県	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	5
三重県	松阪市、名張市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、紀北町	7
滋賀県	大津市、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、多賀町	9
京都府	宇治市、南丹市、笠置町、南山城村、京丹波町	5
兵庫県	川西市、養父市、朝来市、神河町、香美町	5
奈良県	奈良市、天理市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、吉野町、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村	13
和歌山県	和歌山市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、湯浅町、広川町、有田川町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町、古座川町、北山村	16
鳥取県	鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	9
島根県	浜田市、出雲市、益田市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、津和野町、吉賀町	10
岡山県	岡山市、津山市、高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、美咲町、吉備中央町	12
広島県	広島市、呉市、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、神石高原町	13
山口県	山口市、周南市	2
徳島県	阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町	7
香川県	東かがわ市、小豆島町、綾川町	3
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、砥部町、愛南町	12
高知県	高知市、安芸市、香美市、宿毛市、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、越知町、檜原町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	18
福岡県	北九州市、福岡市、久留米市、八女市、古賀市、うきは市、朝倉市、糸島市、那珂川市、篠栗町、久山町、香春町、添田町、みやこ町、築上町	15
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、大町町、白石町	11
長崎県	対馬市、長与町	2
熊本県	菊池市、阿蘇市、美里町、大津町、小国町、御船町、甲佐町、山都町、湯前町、水上村、五木村、球磨村	12
大分県	別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町	10
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、高原町、綾町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	17
鹿児島県	鹿屋市、阿久根市、出水市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、さつま町、長島町、錦江町、南大隅町、肝付町、徳之島町、天城町、伊仙町	22
沖縄県	国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、金武町、読谷村、久米島町	7
合計		533